

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和2年9月9日(水)

開会 午前 9時00分

閉会 午前11時15分

出席者 委 員 委員長 針 谷 正 夫

小久保 かおる 坂 東 一 敏 針 谷 育 造

白 石 幹 男 広 瀬 義 明 松 本 喜 一

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 川 上 均

大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

青 木 一 男 茂 呂 健 一 内 海 まさかず

氏 家 晃 入 野 登志子 千 葉 正 弘

福 富 善 明 関 口 孫一郎 大阿久 岩 人

梅 澤 米 満 福 田 裕 司 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

主 査 新 村 亜希子 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	名 淵 正	己
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
観 光 振 興 課 長	糸 井 孝	王
農 林 整 備 課 長	石 塚 昌	平
大 平 産 業 振 興 課 長	田 中 典	行
藤 岡 産 業 振 興 課 長	田 名 網	清
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕
学 校 教 育 課 長	大 阿 久	敦
学 校 施 設 課 長	柿 沼 宏	和
保 健 給 食 課 長	五 十 畑	肇
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	美
公 民 館 課 長	臼 井 秀	明
文 化 課 長	金 井 武	彦

令和2年第6回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和2年9月9日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第64号 栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2 議案第65号 財産の処分について（日光市瀬川地先）
日程第3 議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷正夫君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷正夫君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第64号 栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第64号 栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は29ページから31ページまで、議案説明書は54ページから59ページまでになります。

初めに、提案理由につきまして説明申し上げますので、議案説明書の54ページを御覧ください。提案理由でございますが、星野遺跡記念館の開館並びにおおひら歴史民俗資料館、郷土資料館「白石家戸長屋敷」及び藤岡歴史民俗資料館の休館日の見直しに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いしたいというものでございます。

改正の概要につきましては、後ほど新旧対照表で説明いたします。また、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案説明書の56ページ、57ページを御覧ください。56ページが現行、57ページが改正案になります。

初めに、第2条の名称及び位置であります。第2条の表中に星野遺跡記念館の設置に当たりまし

て、その名称及び位置を新たに加えるものであります。

次に、第4条関係の別表第1についてであります。まず、おおひら歴史民俗資料館及び郷土資料館の改正につきましても、他の施設と同様の取扱いとするため休日の翌日を休館する際の除外規定に土曜日を加えるというものであります。

次に、藤岡歴史民俗資料館の休館日につきましては、項中の(1)に従来の月曜日のほか火曜日を、(2)に休館日に開館した場合の振替休日に関する規定をそれぞれ新たに加えて、現行の(2)以降をそれぞれ1つずつ繰り下げるというものであります。

58ページ、59ページを御覧ください。こちらは、表中の最後に星野遺跡記念館を新たに加え、開館時間、休館日を記載のとおり定めるものであります。

次に、議案書の29ページを御覧ください。29ページは、議案書のかがみになっておりまして、31ページの附則を御覧ください。改正条例の施行期日につきましては、星野遺跡記念館を開館する11月3日からとしておりますが、おおひら歴史民俗資料館及び郷土資料館の改正規定は公布の日から、藤岡歴史民俗資料館の改正規定は1月1日からとしております。

改正案の説明は以上であります。若干補足説明をさせていただきます。今回新たに市の資料館として設置する星野遺跡記念館につきましては、昭和60年に地元の郷土史研究家が私財を投じて開館した資料館であります。その後、同氏がお亡くなりになり、平成28年度に市に寄贈され、これまで再オープン準備を進めてまいりました。このたびその準備が整いましたので、11月3日火曜日の文化の日に再オープンをいたしたいということでございます。また、開館日を土曜、日曜、祝日とさせていただきますが、学校等の団体の受入れに際しましては、事前にご予約をいただくなどして、平日でも柔軟に開館してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 星野遺跡は私の地元ですので、質疑をさせていただきます。

今の説明ですと、開館日が土日と休日ということで、運営をどうするかというのが問題かと思うのです。常勤というか、土日休日では働く人がなかなか出てこないのではないかなという考えがあるかと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答え申し上げます。

資料館の管理につきましては、地元の方々、地域の団体等と協力して連携して管理運営ができればいいかなということで、現在も地元の団体と協議を進めて、まちづくり団体と協議を進めている

ところでございます。しかしながらでございますが、やはり地元の方とお話をいたしますと、団体の会員の皆さん方の高齢化が進んでいたりということもあったりいたしまして、管理そのものが受けられるかどうかというところで微妙なところもございます。もし地元の団体が受けられないということであれば、民間のほうにお願いをして、開館に当たっては職員を1人置いて、そこで受付から簡単なご案内等をしていただくようお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 11月3日からという、もう準備期間が、この議案が通ってからということもないのだろうけれども、ですから運営主体をどうするのかというのはかなりハードなスケジュールというか、今言われたように、もしあれだと職員を1人置いてというようなことなのだけれども、そこら辺、駄目だった場合はそういった形になるということなのではないでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 実際に職員を配置するというのは厳しいのかなというふうには考えているところでございまして、既に市内の資料館、例えば近くの郷土資料館、郷土参考館ですか、でありますとか、あとは国庁資料館なんかはシルバー人材センターにお願いをして職員に常駐してもらっているというふうな実績がございますので、そういったところとも相談をしながら11月3日から円滑に運営できるように準備を整えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 運営するにはお金がかかるのだけれども、そういった雇用条件面というのですか、そこら辺も団体が引き受けるかどうかという、その費用をどのぐらいにするかという点では、ある程度何か考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 現在地元と相談をさせていただいている中では、例えば市の会計年度任用職員の賃金であるとか、そういったものが一つ物差しになってくるのかなということでお話をさせていただいているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 地元の中で、地元にお金が落ちるとするのはやっぱり地元の活性化になりますので、私も何らかの力になればと思いますけれども、引き続きそういった方向でよろしく願いします。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第64号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第2、議案第65号 財産の処分について（日光市瀬川地先）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第65号 財産の処分につきましてご説明を申し上げます。議案書は32ページ、議案説明書は60、61ページになります。

初めに、提案理由について説明いたしますので、議案説明書の60ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木県で実施している杉並木オーナー制度の趣旨に基づき、現在本市で所有している4本の並木杉のうち2本を栃木県に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。この並木杉につきましては、合併前の旧市、町でそれぞれ所有していたものでありまして、従来6本ありました並木杉のうち2本の処分について本年3月定例会でご承認をいただいたところでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。60ページを御覧ください。位置図でございますが、日光市内旧今市市の杉並木公園内の旧日光街道沿いにある立ち木でございます。

それでは、財産の内容につきましてご説明させていただきますので、議案書の32ページを御覧ください。まず、1の財産の表示でございます。種別につきましては、いずれも立ち木、価格につきましては各1,000万円の計2,000万円でございます。購入年月日につきましては記載のとおりでございます。所在につきましてはいずれも日光市瀬川地内でございます。

次に、2の売却の方法でございますが、日光杉並木街道保護基金を管理いたしております栃木県による買戻しになりますので、随意契約による売却になります。

3の売却予定価格でございますが、2,000万円でございます。

4の売却の相手方は、宇都宮市埜田1丁目1番20号、栃木県知事福田富一になります。

本件につきましては、昨年の台風第19号による災害の復旧復興を進めていく中で、本市の厳しい財政状況を踏まえまして、財源確保策の一環として栃木県と協議をし処分を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 杉並木オーナー制度の趣旨に基づいてこれまで買ったというのだけれども、まずオーナー制度の趣旨というのは一体どういうことなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 栃木県で管理している日光杉並木の保存、保全を図るため、基金を立ち上げまして、その基金の運用益を活用し、例えば樹勢回復事業でありますとか保護事業、あるいは普及啓発活動などを実施いたしまして、日光杉並木を将来にわたって保存、保全していくというものでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 趣旨からすれば、そういった観光、あれは文化財というのですか、どういのでしょうか。そこら辺を維持していくための基金をつくってやるということで、この間、3月に2本、今回2本で計4,000万円が栃木市の歳入になるのだろうけれども、その使い道、そこら辺はどういうふうを考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 具体的にどの事業に充当するというのではなく、財政的に非常に厳しいという状況もありますので、そういった部分を踏まえまして、例えば災害復旧事業とか、そういったものに広く充てていく、いろんな事業に充てていくということになるのかなというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 杉並木のオーナー制度の趣旨からするとそういう観光産業とか、自然環境を守るとか、そういったのが趣旨だと思うのですけれども、そのお金を今度は4,000万円が入るわけですから、そういったところに使うのかなと思っていたのですが、それは全くお金がないところに入れるということでいいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 歳入上は、市の大きいお財布に入ってしまうわけです。具体的にどの事業に入れるということではございませんが、委員さんの趣旨も十分理解できますし、そういった部

分は財政当局のほうにもできるだけそういった趣旨に沿うように使ってくださいというふうをお願いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 杉並木オーナー制度、これも随分長くやっていますけれども、私、3月定例議会でこれちょっと何うのを失念していたので、今回お伺いさせていただくのですが、6本のうち2本が3月、そして今回さらに2本が、これもともどこが保有していた杉を売却になったのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答え申し上げます。

もともと合併前の旧1市5町でそれぞれ1本ずつ所有していた立ち木でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。それは分かっております。それは分かっているのですが、合併前の1市5町のどの自治体が持っていたものを4本売却をされたか、お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 大変失礼いたしました。お答え申し上げます。

まず、昨年、令和元年度に売却いたしましたのが、旧藤岡町と西方町の分でございます。今回処分をさせていただきますのが旧大平町と都賀町でございます。6本、平成9年度から順次各自治体ごとに購入してまいりました。その6本のうち、古くからこのオーナー制度の趣旨に賛同しているというものを残そうというものもございまして、平成9年に購入した栃木市分と平成10年に購入しました岩舟町分をそれぞれ今回残すというような形になっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 栃木と岩舟が残ったという理由が、いまいちょっと私、納得がいかないというかよく分からない点がありまして、これは別の意図があってそういった話になっているということはないのですか。それとも、もしくは栃木県側がここを売却していただきたいといった旨の話というのはなかったのですか。私からすれば、買手側がどうせ買うのだったらここがいいのだけれどもという話が出てしかるべきだと思うのですが、それは栃木市側から、旧栃木市と岩舟を残したところを売却したいという、そういった話がすんなり通るとは思わないのですが、その辺ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答え申し上げます。

今回売却をさせていただくのは市内部で検討して処分をさせていただいたものでございます。先ほども申し上げましたが、平成9年から平成11年にかけて、各自治体がそれぞれ購入したものの

でございます。そのうち、引き続きこのオーナー制度の趣旨に賛同していこうといったときに、古くから賛同している並木杉をそれぞれ残し、また処分いたします4本につきましてはいずれも旧今市市に所在している並木杉でございます。より旧日光市に近いほうの杉も残ったほうがいいのかなということで、いずれも旧日光市内にある並木杉2本を今回残させていただいたというところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確認しますが、各合併前の自治体等についての差別感が今残っているということではなく、純然たる順番といたしますか、古くから買ってあるものを最後に残したということを確認をさせていただきますが、一問一答ですので、取りあえずそれから。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） おっしゃるとおり特別な意図はございません。

○委員長（針谷正夫君） まだありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、もう一つついでにお伺いしますが、私からすれば、どうせ残すのであれば、見栄えのいいところ、もしくはほかの方に栃木市の杉だよというものを分かっていただきやすいところを残すのが当然だと思うのですが、6本のうち残った2本というのは、そういった意味でも場所的に優位であると認識はあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答え申し上げます。

場所的な優位性という部分ではちょっと説明しにくい部分もございますけれども、いずれも今回残ります並木杉につきましてはももとの旧日光市内にある並木杉でございます。日光街道沿いにある比較的分かりやすいところにある杉並木なのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、続けて質問させていただきますが、その優位性にある、場所的には悪くないのだというその杉並木の巨木、これから栃木市として、ただ杉並木を残すためだけにその1本1,000万円の財産を保有していくのか。それをさらに活用していくという考えはあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答えを申し上げます。

実際には立ち木にはプレートというのですか、銘板がついていまして、これは栃木市の並木杉だよというふうに明示をされているところでございます。日光杉並木に関しては国の特別史跡とか天然記念物なんかの指定を受けている貴重な文化財でございますので、そういった文化財の保護に関

しましてもいろんな場面で市民宛てに広報するなどして、そういった保護活動に関する啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 保護啓発も結構なのですけれども、2,000万円の財産が自治体外にあるというのは厳然たる事実なので、それを知っていらっしゃる一般市民の方々が非常に少ないというのが私は現実だと思っております。そういう話が出れば、実は杉並木、栃木市保有もあるのだと、そういう話もある機会もあるでしょうけれども、逆に文化課さんのほうからきちんとそういったものを発信していくというのがどれだけ大事かと私は思います。例えば所管が違いますけれども、学校教育、遠足等であちら行く機会もあるでしょう。そういったときに先生もしくは引率の方から説明を受けながら、そこの前をスローペースで通っていただくとか、その程度で結構でございますので、いろんな活用法を考えていただきたいと思いますが、期待に応えていただけますでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 貴重なご提案ありがとうございます。私のほうでも十分対応できていないところもあったかと思えます。ご提案いただいた内容を前向きに検討させていただきまして、折を見て小中学校の子供たち、あるいはホームページなんかを使いまして、市民の皆さん方等にお知らせしてまいりたいと思えます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 広瀬委員からる質問がありましたけれども、平成10年、私もちょうど、担当していたわけではないのですけれども、立ち会いまして、早い時期に、私が認識したのはいい場所に、岩舟は早かったので、買ったという記憶がございますので、広瀬委員が心配するようにこれから文化財や天然記念物になっているか、そういうものについては保存のためにPRも当然市としてやっていっていただいて、杉並木が歴史があるとかいろんな物語があるかと思えますので、そのようなPRをぜひお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第3の執行部出席者が入室いたしますので、少々お待ち願いたいと思います。

それでは、日程第3に入る前にちょっと申し上げますが、マスクをされていますので、声の大きい方、小さい方、滑舌のいい方、いろいろいらっしゃいますので、マイクをうまく使ってよく聞き取れるようにご答弁をお願いしたいと思います。

◎議案第57号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第3、議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管部分につきましてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明をいたします。初めに、6款農林水産業費について説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書の48、49ページをお開きください。1項3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は104万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。むらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、岩舟農村環境改善センターこなら館内の多目的ホールの屋上の部分から経年劣化等による雨漏りがあり、屋上の防水工事を実施するための維持補修費が主なものであります。

続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は3,031万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市土地改良区の揚水機改修工事に対する補助金であります。

次の田んぼダム整備事業費につきましては、1級河川巴波川の上流域での田んぼダムの実証実験に必要な委託料であります。

次の県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区の揚水機改修工事に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（大平）につきましては、大美間土地改良区の農業用水のさく井工事等に対する補助金であります。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金（大平）につきましては、大平地域の農業法人が自然環境の保全に資する農業生産方式を導入した農業生産活動に関わる交付金であります。

次の多面的機能事業費（藤岡）につきましては、藤岡地域において多面的機能活動に取り組む組織の対象面積が増えたことに伴う交付金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区の揚水機改修工事に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（藤岡）につきましては、都賀悪戸耕作組合の用水パイプ破損に伴う応急仮設ポンプの設置工事に対する補助金であります。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金（藤岡）につきましては、藤岡地域の環境保全型農業に取り組む対象面積が増えたことに伴う交付金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（岩舟）につきましては、岩舟土地改良区の調整池法面補修工事に対する補助金が主なものであります。

次の市単独土地改良事業補助金（岩舟）につきましては、岩舟土地改良区の老朽化した水中ポンプの修繕工事に対する補助金であります。

続きまして、7款商工費についてご説明いたします。恐れ入りますが、50、51ページをお開きください。1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,100万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。飲食店応援PR事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内飲食店の支援を目的にケーブルテレビを活用したPRを実施するための委託料であります。

次のオフィス等支援補助事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響下における新しい生活様式に対応した働き方を模索する事業者の支援を目的に県外から本市に本店機能を移転するか、もしくは新たにサテライトオフィスを開設する事業者に対する事業でありまして、本事業を広く周知するための宣伝広告費とオフィス整備に要した費用の一部を支援する補助金であります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は397万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。山車会館管理運営委託費につきましては、上映設備のターンテーブルが経年劣化による故障のため通常の上映に支障を来していることから、改修するための委託料が主なものであります。

次の新生栃木市10周年記念とちぎ秋まつり負担金につきましては、令和2年とちぎ秋まつりが新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催中止が決定したことから、負担金を減額するものであります。

次の（仮称）シビックセンター開館準備事業費につきましては、令和3年4月の開館に当たり、森林環境譲与税基金を活用し、施設内に栃木県産の木材を使用した家具等を設置するための委託料が主なものであります。

次の新生栃木市10周年記念とちぎの人形山車展示負担金につきましては、新生栃木市10周年を祝うとともに令和3年の開催を目指すとちぎ秋まつりのPRを行うため、とちぎ山車会館前広場等に

において人形山車を展示するための負担金であります。

次の誘客多角化コンテンツ造成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により観光業を取り巻く環境が大きく変化しており、新しい生活様式の実践や感染拡大防止のガイドラインに沿った取組による誘客を図る必要があるため、国の令和2年度補正予算事業である誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業を活用し、観光資源の開発及び磨き上げなどを行うための委託料であります。

次の観光振興宣伝事業費（藤岡）につきましては、三県境と周辺観光施設のPRのため、本市、埼玉県加須市及び群馬県板倉町の2市1町共同により作成しているパンフレットの負担金であります。

次の観光施設管理事業費（岩舟）につきましては、大慈寺園地公衆用トイレの合併浄化槽から汚水が漏れており、浄化槽の修繕工事を実施するための維持補修費であります。

以上で6款1項3目農業振興費から7款1項4目観光費までのご説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 続きまして、10款教育費についてご説明いたします。

恐れ入りますが、62、63ページをお開きください。1項2目事務局費につきましてご説明いたします。補正額は218万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、当初予算計上時に短時間再任用職員の配置を見込んでいなかったため、不足する社会保険料の増額であります。以下職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の特別職人件費につきましては、7月より教育長給与の10%減額を実施しているための減額であります。

次の会計年度任用職員人件費（学校教育課）につきましては、市立小中学校夏季休業期間短縮に伴う学校支援員報酬の増額並びに個別指導通級教室指導員の減員による減額であります。

続きまして、3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は144万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。外国人児童生徒指導事業費につきましては、本市の外国人児童生徒の増加に伴う日本語指導サポーター増員による講師謝金の増額であります。

続きまして、2項1目学校管理費についてご説明いたします。恐れ入りますが、64、65ページをお開きください。補正額は6億3,272万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校運営費につきましては、木製机、椅子の購入費に森林環境譲与税基金を財源に予算化してありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け値上がりし、当初予算に不足が生じたため備品購入費を増額するものであります。

次の小学校ICT環境整備事業費につきましては、OA機器借上料及び教育用コンピューター購

入費が主なものでございます。この事業につきましては、本議会前に整備計画を説明させていただきましたが、児童生徒用端末は購入とし、先生用の端末は補助の対象外であることから、支出の平準化を図るためリースといたしました。購入分につきましては、文部科学省の補助及び地方創生臨時交付金を充て今年度一般財源の支出を抑えることといたします。発注については予算科目に沿って小学校、中学校に分けて購入分の入札を行い、その後リース分の入札を予定しております。

次の小学校健康診断事業費につきましては、就学時健康診断の歯科健診で使用する歯鏡の滅菌を業務委託するための事業費であります。

次の小学校再開対策支援事業費（栃木中央小学校）から67ページ小学校再開対策支援事業費（小野寺小学校）までの事業につきましては、学校再開に伴う感染症対策、学習補償等に係る支援事業費であります。

続きまして、3款1目学校管理費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、68、69ページをお開きください。補正額は3億2,672万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校事務費並びに2事業目、中学校修学旅行費用助成事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う修学旅行中止等の取消し等について国からの財源変更による減額及び増額であります。

次の中学校ICT環境整備事業につきましては、小学校と同様にOA機器借上料及び教育用のコンピューター購入費が主なものであります。発注につきましても小学校と同様に進める予定です。

次の中学校再開対策支援事業費（栃木東中学校）から中学校再開対策支援事業費（岩舟中学校）までの事業につきましては、学校再開に伴う感染症対策、学習補償等に関わる支援事業費であります。

続きまして、4項1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、70、71ページをお開きください。補正額は84万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。青少年育成支援事業費につきましては、とちぎ高校生蔵部の会員と東日本大震災により被災した自治体において災害復興に取り組んでいる高校生が災害復興と持続可能な都市の構築について考えるワークショップ形式の講座を開催する際のコーディネーター謝金が主なものであります。

次に、2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は151万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。西方公民館管理運営費につきましては、木の宮東自治会公民館の老朽化に伴う改修工事に対して自治会公民館建築費等補助金を支出するため増額するものであります。

次に、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は421万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。文化財施設共通管理費につきましては、星野遺跡記念館の再オープン記念イベント用消耗品が主なものであります。

次の星野遺跡周辺整備事業費につきましては、星野遺跡周辺施設の再整備事業の一環として実施する竪穴式住居1棟のかやぶき屋根ふき替え工事費が主なものであります。

続きまして、5款3目学校給食費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、72、73ページをお開きください。補正額は92万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。学校給食事業費につきましては、需用費の修繕料でありまして、藤岡学校給食センターの食器洗浄機が経年劣化により修繕が必要なため増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の22、23ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は3億8,277万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2節小学校費補助金につきましては2億5,583万2,000円の増額であります。1項目目の公立学校情報機器整備費補助金につきましては、先ほど歳出のところでご説明いたしました小学校ICT環境整備事業に係る補助金であります。

次のへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、小野寺小学校スクールバス運転業務委託費に係る補助金であります。

次の学校保健特別対策事業費補助金につきましては、各小学校再開対策支援事業費のための国からの補助金であります。

3節中学校費補助金につきましては1億2,694万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目目の学校保健特別対策事業費補助金（学校教育課）につきましては、中学校修学旅行中止に伴う取消し料等に充当を予定していたものですが、修学旅行の日程が補助金の対象外となったことにより別の交付金を充当することになったため減額するものでございます。

次の公立学校情報機器整備費補助金につきましては、小学校と同様に中学校ICT環境整備事業に係る補助金であります。

次の学校保健特別対策事業費補助金（保健給食課）につきましては、各中学校再開対策事業費のための国からの補助金であります。

続きまして、16款2項4目1節農業費補助金につきましてご説明いたします。補正額は1,692万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目目環境保全型農業直接支援対策交付金につきましては、大平地域及び藤岡地域で実施する環境保全型農業直接支払交付金事業に対する県からの交付金であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域、大平地域、藤岡地域、岩舟地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

恐れ入りますが、24、25ページをお開きください。次の多面的機能支払推進交付金につきましては、藤岡地域で実施する多面的機能支払交付金事業に対する県からの交付金であります。

16款2項7目教育費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は248万3,000円の増額であ

ります。右の説明欄を御覧ください。3節社会教育費補助金につきましては、5万7,000円の増額であります。栃木高校生地域定着促進モデル事業補助金は、高校生の視点で災害復興と持続可能な都市の構築について考え、まちづくりに参画する機運を高めることを目的にワークショップ形式の講座を開催するための県補助金であります。

4節教育総務費補助金につきましては242万6,000円の増額であります。帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費補助金は、本市の急増する外国人児童生徒に対する日本語指導サポーター増員のための県補助金であります。

19款2項21目1節森林環境譲与税基金繰入金につきましてはご説明いたします。補正額は500万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、(仮称)シビックセンター開館準備事業に実施する家具等設置業務委託及び小学校運営費で実施する学校用器具購入費に対する基金からの繰入金であります。

恐れ入りますが、26、27ページをお開きください。21款5項4目雑入につきましてはご説明いたします。補正額は1,000万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。実証事業支援費等(観光振興課)につきましては、誘客多角化コンテンツ造成事業に対する国からの支援費であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

○委員長(針谷正夫君) 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長(五十畑 肇君) 続きまして、債務負担行為につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正(追加)の上から9項目、小学校歯科検診器具滅菌業務委託につきましては、学校歯科検診で使用する歯鏡の滅菌業務委託を令和3年4月から実施するに当たり、年度開始前に委託業者を選考する必要があるため限度額を設定するものであります。

次の中学校歯科検診器具滅菌業務委託につきましても、小学校と同様に学校歯科検診で使用する歯鏡の滅菌業務委託を令和3年4月から実施するに当たり、年度開始前に委託業者を選考する必要があるため限度額を設定するものであります。

次の令和2年度学校給食調理業務民間委託(栃木第四小)につきましては、継続的に安心安全な給食を提供するために現在直営である栃木第四小学校給食調理業務の民間委託を行うため、限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算(第6号)の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷正夫君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） よろしく願いいたします。

51ページについてお伺いいたします。この飲食店応援PR事業費についてお伺いいたします。この事業については、議員研究会でもお話を伺っています。コロナウイルス感染防止対策にしっかり取り組んでいく店舗やプレミアム付き商品券を取り扱う店舗の中から応援していく店舗を40件選ぶと伺っていますが、申込みが多くなった場合にはどのように選定していくか、お伺いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に、まさに商品券を取り扱う事業者の今募集をしまして、9月末で募集期間が終了いたします。そうしますと、参加店が決定いたしますので、その参加店に通知、チラシ、今回予算を認めていただければケーブルテレビ等の静止CMで募集案内をかけ、それで申込みを受け付けるという流れになってございます。

申込みが多数となった場合、一応先ほどの申込みは10月の初めぐらいからやる予定なのですが、10月の中旬以降に大体申込みが来ますので、それで申込みが多数となった場合、今ご質問あった点なのですが、厳正なる抽せんで決定したいということで方針を決めてございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 抽せんということでお伺いするのですが、今回、中華組合のほうから市のほうと議会のほうに要望書が出たと思うのですが、大変これもう皆さん困っている点が多々ございます。なるべく早くしていただいて、皆さんがこの事業に取り組めるような考え方でやっていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

次、続けてやってしまっていていいですか。

○委員長（針谷正夫君） 別件ですね。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） もう一点ですが、65ページから69ページお願いいたします。よろしいでしょうか。小中学校再開対策支援事業費についてお伺いいたします。この事業は、新型コロナウイルス対策に対する支援であると思いますが、学校で日々コロナ対策に取り組んでいる先生たちは大変な苦勞をしているのではないかと私は思います。先生たちから、このコロナウイルス感染に対してどんな苦勞をしているかなど、その声が周りから、これはこういうのが大変なのだとか、これはこう

いうふうに苦労しているのだというふうな話がありましたらお伺いしたいのですが。よろしく願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校現場におきましては、このコロナウイルス感染症対策ということで日々教職員が子供たちのため、そして自身のためでもあります。感染防止ということで仕事をしているところでございますが、一番大変だという部分については、やはり今までの場合ですと消毒業務ということで、以前感染者が多くなっていた時期においては休み時間ごとに水道やそういった水回りのところを教職員が消毒をした。あるいは、清掃についてはやはり子供たちに任せるわけにいかないということで、子供たちは簡単なおみ拾い等の清掃で終わらせて、残りは教職員が清掃を行い、机、椅子の消毒を行うといった業務が日頃の業務以外にプラスされたということで、かなり教職員はその部分で時間を取られ、また当然教材研究もしなければなりませんので、そういった部分で時間外に仕事をするが増えてしまったというのが一番大きな部分であるかと思えます。

○委員長（針谷正夫君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 本当にそう思います。これ本当に大変だと思います。私思うのには、やっぱり学校側でも皆さん、児童とか生徒のために毎日頑張っている学校関係者の皆さん方にしっかり支援をお願いしたいと思います。これは要望になります。よろしく申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で、各学校に100万円から200万円ですけれども、具体的な感染症対策…

○委員長（針谷正夫君） 何ページ。

○委員（白石幹男君） 同じ、関連だから。

○委員長（針谷正夫君） 関連、すみません。

○委員（白石幹男君） 具体的な対策は、今先生の声聞きましたけれども、具体的に対策はどういうふうな対応を。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） この支援事業に関してでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（大阿久 敦君） こちらに関しましては、その支援事業の趣旨の中にやはり学校が必要としているもの、それが要求できるような形を取るという部分がございまして、この中身につきましては各学校で必要としているものを校長が最終的には決定して、こちらに申請をしていくという形で、主なものはやはり消毒用の器材等が割合的には多くなっておりますが、中にはこのコロナ禍ということで、校外学習等、外に出る場合に通常のバスの台数だけでは行けないという状況が

生じていますので、そういった場合のバス増加分の費用といったようなものも学校によっては補助金という形で申請しているところがございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 学校規模によって200万円だったり150万円だったり100万円ということなのだけれども、これは何か基準みたいのはあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） こちらにつきましては、学校の児童生徒数、これによって3段階に分けられておりまして、通常一番少ない学級、通常では小学校では6学級以下のような学校になります。そちらについては100万円、そして栃木市で言えば大宮北小ですとか、大平中央小学校等の規模の学校ですと最大の200万円、その間の学校は150万円ということで、3段階に分かれた補助金になっております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 学校のそれぞれの自主性に任せるということなのだけれども、感染症対策のほかに学習何とか支援とか、そっちのほうはどういう形なのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） この補助金につきましては、コロナ禍によって教職員が教材研究をするときに必要なもの等についてもやはり援助してできるというふうになっておりますので、学校によっては先ほど申し上げたようなもの以外に教材用の図書備品であるとか図書関係のもの、本等であるとか、そういった教材関係のものを購入している学校もございますが、これは全てではございません。学校の必要に応じてということで、内容を校長が決定しているものでございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 同じく69ページの中で、東陽中学校の器具購入費の内容を教えてくださいのですけれども。

○委員長（針谷正夫君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） すみません。お待たせしました。器具購入費につきましては、東陽中学校で購入するサーモグラフィー、アクリルスタンド、加湿器といったような金額が大きなものになるのですが、そういったものが器具購入費ということでその中に計上されているというものでございます。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと関連なのですけれども、実は東陽中で机、椅子の器具を買いたいということで教育委員会のほうに話したところ、予算が少なく、100台ばかり何とか同窓会ですてくれということで買ったのです。教育委員会のほうでこういう器具購入に当たっては現状を見な

がどうしても買わなくてはならないものはこういう補正で組んでもらわないと、今回同窓会では100台で120万円ぐらいの補助金を出したのです。そういうことを同窓会でやっていったら同窓会の会費がなくなってしまうので、今回はやむを得ず椅子がささくれ立って子供が座れないという状況で100台寄附したのですけれども、ちょっとこれ項目外れるかもしれないですけれども、全部調べて買っていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 学校の備品関係につきまして、一応学校への配当予算、そういったものを配当しているわけなのですけれども、学校独自、その中で基本的に準備していただく、そういったものもあります。ただ、学校全体で100台とかそういった大きな、あとずっと歴史ある学校については、もうみんなが古くなっている、そういったこともあると思います。これは要望、あとは予算の関係でいろいろもう少し待ってくれ、そういったのもあるのですが、現状を把握した中でそういった対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 同窓会で100台ということは、学校側で買ったのはあまり、何か50台ぐらいしかなかったようなお話をいただいて、緊急性があるということで出したのですけれども、やっぱり教育委員会のほうでも学校の現状をしっかりと把握していきながら予算なり、こういう補正予算を組んでいかないと、子供を健全育成する場所の机とか椅子を、子供たちが危険な思いしながら勉強させるといのは非常にまずいので、徹底的にこれやっていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） これ若干外れますので、趣旨はよく伝わったと思いますので、後でご相談いただきたいと思います。

ほかにありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 48、49ページ、6款1項5目ですか、田んぼダム整備事業費、これが200万円ということですが、田んぼダムといいますと、昨年、梅澤副議長が一般質問を行いました、今回の議会でも天谷議員が一般質問を行っております。私、いろいろ話聞きましたところ、結構有効だという話があちらこちらから聞こえておまして、それに対しての実証実験を今回行っていただくということで非常にいいことだなと思いますが、先ほど説明の中では巴波川上流地域においてということでした。どの程度の規模、どの程度のやり方で委託をされるのか、分かっている範囲で教えていただければと思います。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 今回の実証実験委託料200万円につきましては、巴波川上流、これ

は8月7日に西方地域の小倉堰土地改良区、都賀地域の都賀町土地改良区、そして栃木地域の栃木市土地改良区の理事長さんに集まっていただいて、田んぼダムのご理解と協力依頼をしたところでございます。

巴波川上流の栃木市土地改良区、都賀町土地改良区、小倉堰、3改良区あるのですけれども、200万円ということでございますので、1個、落水調整ますを設置するのに四、五万円かかるのです。4万円から5万円。材料代が1万8,000円程度かかります。伏せ込みでいろいろ考えますと、四、五万円かなというふうに考えておまして、200万円でいきますと40個から50個しか買えないところでございます。それを面積換算しますと約15ヘクタールから20ヘクタールぐらいしかできない状況が想定されますので、3つの改良区に対して200万円を分けるのではなくて、ある程度の面積、例えば10ヘクタールずつ2つの改良区にやっていただくとか、ある程度まとまったところで実証実験をしないと検証する意味がない。いわゆる効果がどれだけあるかがちょっと分かりませんので、できる限り、3つの改良区とは今後詳しく協議はしますけれども、都賀町あるいは栃木市改良区に100万円ずつとか、そういった形で委託料をお支払いして実証実験を行っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明ありがとうございました。15ヘクタールから20ヘクタールの規模の土地でしか今回行えないというご説明でございましたけれども、逆にその15ヘクタールから20ヘクタールの当該の土地を使用しての実証実験、これは実際に今後の対策に備えられるだけのデータの抽出というのが可能な面積なのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 田んぼダムの必要量、田んぼダムとしての整備をどれぐらい行えばいいのかというボリューム、貯留量、それは道路河川整備課のほうで、これ9月補正に計上していると思うのですけれども、浸水対策の業務委託を行う中で田んぼダムに期待する量を出していただく、いわゆる面積あるいは貯留量を田んぼダムに期待する量を出していただいて、上流域でどれぐらいのボリュームが必要なのだというものを出していただいて、それを2年、3年かけて今後整備していく必要があるかなというふうに思っております。ですので、道路河川整備課と連携しながら農林整備課のほうも田んぼダムの普及、整備、推進は行っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 農家の方々からするとなかなか自分のところの所有している田んぼのほうでそういったことというのは不安視をされる方もいらっしゃると思いますので、農家の方々、そして少して

もいい実証実験結果が得られるような行政の皆さんの努力を本当に期待させていただきたいと思えます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

関連で、白石委員。

○委員（白石幹男君） 実証実験というのはどういったやり方、ますをただ造るというだけではないですね。どういったやり方なのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 私たちの想定している実証実験は、落水ますを設置していただいて、その落水ますというのは一般的な田んぼには大きさが15センチぐらいの排水管が入っているのです。通常大雨のときは、水田農家の皆様は田んぼに水があまり入るのが嫌なので、全部開けて排水をしまっているのです。それをゆっくりと流すように、150ミリの排水管ではなくて、40ミリとか50ミリの、ちょっと穴が開いている板を入れてゆっくりと流すような、そういう仕掛けなのです。ですので、時間をかけてゆっくり流す。直接放流しないでゆっくり流すという、なかなか現物を見ないとちょっと分からないかもしれませんが、ゆっくり流すということになりますので、宇都宮市、この間、8月の末に行ってきたのですけれども、宇都宮市では台風の3日前に一旦水田から落水をする。全部水を抜いていて台風に備える。今回、栃木市もそういった形で2日前、3日前には一旦水田から水を抜いていただいて水をためるというような、それを確認をしていきたいというふうに考えております。あとは、排水路に流れ出る量の確認、水量、そちらも確認をしていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても田んぼダム、いわゆる畦畔が大体30センチあるかな、畦畔というか田んぼの土手、それが約30センチぐらいしかないの、やっぱり8割水深、7割水深、24センチとか25センチしかたまらないかなというふうに思っています。ある程度これ面積を多く設置しないと貯留量が多くなりませんので、多くの水田農家さんに協力していただくというのが最大の効果があるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 排水管ですね。排水するほうを小さくしてためる。何かすぐ汚泥で詰まってしまうような感じはするのですけれども、そこら辺の対策はしているのですか。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 今、白石委員のほうからも、ごみが詰まったりとかという、それは稲わらとかそういったものが詰まる可能性もございます。若干水田農家さんには負担がかかるかなというふうに思っておりますけれども、何とかそこは協力していただいて、ゆっくり流していただくというご理解とご協力をいただくように丁寧な説明をしていきたいなというふうに思っております。

す。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 関連ですか。

○委員（白石幹男君） それで実証実験というのは台風待ちというか、そういうことなのですか。台風待ちということもないけれども。

○委員長（針谷正夫君） 課長、あれですか。現物はないのでしょうか、写真等は机にあるのでしょうか。

○農林整備課長（石塚昌平君） こういった四角いままになっていて、中に蓋が入るのです。こういう150の排水をしますので、この板を入れることによって40ミリの水しか流れませんと。全部流すのではなくてゆっくり流してくださいというのはそういう意味です。

○委員長（針谷正夫君） 分かりました。

次に参ります。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 4ページの債務負担行為について聞きたいと思います。先ほど課長のほうから説明もあったようなのですが、実はこの問題は……

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷育造君） 6ページです。早いほうです。6ページについての学校給食調理業務民間委託、説明の中では給食の安全安心のために、こういうことが言われておりますけれども、果たして安全安心が民間委託で可能なのか。学校給食法を読めばそういうことは書いておりません。取りあえずそのことについてまずお答え願います。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） お答え申し上げます。

民間委託する際に本市では仕様書とかを作成いたしまして、その中で当然給食の衛生管理基準とか、そういったものを遵守するようというふうな厳しい縛りもつけさせていただいています。また、食物アレルギー等にも対応するよう内容について、そういった仕様書のほうでうたわさせていただきますまして、それで業者のほうを選定しているの、安全性については問題ないかというふう考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 民間委託がいかにも安全衛生に貢献しているようでありますけれども、直営の場合にはそれはどうなるのでしょうか。直営が私は学校給食の理想の姿、これだと思いますので、直営だと、その今言った衛生管理基準や食物アレルギーができないということではないのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） お答え申し上げます。

そういった形、基準とか全て同じになります。直営でも民間でも同じになります。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 何でこれを言うかということなのですが、最近そのちょっと前に、6月1日に第四小学校の調理員を配転すると。人権無視ではないかということでマスコミも、そしてネットでも炎上したわけです。その間も空かずに、また債務負担行為で民間委託をする、この考え方。今日は部長もいるようですから、そこの整合性、大変申し訳なかった、市長をはじめ教育長も平謝りでした。人権教育を指導する立場の人たちが調理員の職場を奪う。今回はまさに職場を奪うのです。そういうことについての首脳部の考え方を聞かせてください。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 今回の債務負担行為に上げた理由でございますが、第四小だけが直営で残っている調理場ございまして、今回の新型コロナウイルス感染症に絡みまして、庁内で勤務体制の検証をしたり業務継続計画の見直しをしましてまいりました。その中で直営の場合ですと、なかなか代替の職員がないということと、それから万が一感染したときには、消毒をしたり閉鎖する期間が長くなって、保護者の方にお弁当を作っていただくなどして負担をかけてしまう。そういう理由でリスク管理の観点から、民間の場合ですと人員を余裕を持って抱えておりますので、そういう点では早く再開ができるというふうに考えて、今回債務負担行為を上げさせていただいたところであります。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） リスク管理といえば、市内には十幾つの親子、あるいはそういう委託をしているところも直営もあると思いますけれども、そういうところとの連携ができれば、それはそれでよろしいような感じが私は思っておりますけれども、先ほど聞いたように人権を無視したことを職場に復帰させない、その総括はどういうふうにしているのでしょうか。教育長も市長もそれは本当に申し訳ないと。そういったことと今回の民間委託債務負担行為はどのような関係にあるのか、聞かせてください。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 6月の給食再開のときに調理員を業務に携わらせないという方針にしましたことにつきましては、これまでも人権に配慮が欠けていたということでおわびを申し上げてきましたし、本人たちにも私も直接おわびをしたところでございます。しかし、この民間の委託につきましては、あくまでも調理員の意向などにも配慮しながら進めていきたいと考えておりますので、なるべく、リスク管理の観点からすると早く導入したいというところで、調理員に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 調理員に配慮して進めていきたいという意味はどういう意味ですか。調理員

が調理をやりたいと。若い人だと、まだ十何年も調理員として職務を遂行できる方がいらっしゃるようですので、その人たちの確認をどのように、謝ったり、今度は返す刀で切り飛ばす、そういうようにしか私には見えないのです。本当に学校給食というのは教育の一環でありますから……

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員、簡単明瞭をお願いします。

○委員（針谷育造君） 必要なのです。そういうことはどうなのでしょう。謝ったり、また今度、言葉悪いけれども、舌の根も乾かないうちにまたやると。教育委員会としての差別や人権を調理員はいいのですか。構わないのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 調理員だから人権を無視していいとか、そういうふうに申し上げているわけではなくて、あくまでも本人たちの希望も沿えるように、なるべく配慮しながら何とか、本人たちがまだ調理業務をやりたいということであっても、市のほうとしては保護者に負担をなるべくかけないように、万が一のときは早めに再開ができるようにしたいところを理解していただくように、あとは次の職場についても希望を聞きながら進めていければと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） よく意味が分からないです、聞いていて。これは第2次行政改革大綱・財政自立計画、この中に学校給食は確かに書いてあります。現在、第四小にいる方の年齢構成と、5人の調理員、1人の再任用職員がいるということですが、この人件費はどのくらいになりますか。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） お答え申し上げます。

年齢構成ですが、60代の方が1名、50歳代が3名、40代が2名になります。人件費につきましては、令和元年度になってしまうのですが、6人で総額約4,191万3,000円になります。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） この計画を見ますと、こんなふう書いてあるのは民間委託によって500万円浮きますという計画なのです、この計画。これは教育委員会がつくったのではないと思いますけれども、毎年500万円ずつ浮くのだと。4,191万円は残ったままで500万円浮くというのはどういう計算なのでしょう、これは。ほかのところの部署でつくっていると思うけれども。あちらに金をかけて、500万円を浮かせるなんていう架空の数字なのです、これは。第一に給食は子供のためであるわけですから、直営が一番いいに決まっているのです。民間委託が安全で安心だなんていうのはうそです。金もうけですから、相手は。ですから、私が言いたいことは、先ほどまで平謝りに謝った人が何でこういう人権無視の配転計画と民間委託を性懲りもなく何で出すのだ。これは決裁は済んでいますか。この民間委託7,500万円はどのような形で教育委員会の中では決裁が済んでいるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） お答え申し上げます。

決裁につきましては、予算、今回要求させていただいているところでございます。その要求に当たっての決裁は部内決裁、部長決裁をいただきまして要求をさせていただいて、査定を受けた上で今回議案として出させていただいておりますので、この予算が通ってから、またその民間委託の実施、その決裁はその予算成立後になります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） これ見ますと、栃木第四小の直営調理場の民間委託については、調理員の退職や再任等を考慮し実施時期を検討していくと、このように書いてあるのです。これはバイブルですか。そうだとすれば、これを守らなかったら教育委員会がまさかこの民間委託を率先してやるとは私は思えないのです。恐らく市長部局からやれと、そういうことなのだと思うのです。私は、そういう想像はしますけれども、教育委員会がやるにはあまりにも経済効果についても全くこれとは別のことをやらされていると、そういう認識をしていますけれども、そういう認識は部長、ありますか。本気になってこれをやろうとしているのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 行革の中の実実施計画の中では確かに、調理員の退職や再任用等を考慮し実施時期を検討していくということになっておりましたが、今年度版につきましてはそこを見直しをする予定でありました。やはりこの新型コロナウイルスがこのように感染拡大をしなければ、やはり行革の取組の予定に合わせて進めるべきだとは考えておりましたが、新型コロナウイルスによるリスクに重点を置いて民間委託を進めていければと考えたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） ますます分からなくなります。コロナのせいにするなんというのは全く言語道断であって、コロナが学校で、調理員さんたち、あるいは用務員さん、そこではかかったかもしれないけれども、その後は全く普通の学校が運営されたり、やられているわけですから、このことによって本当に子供のための給食になるのか、調理員のための給食になるのか、まさに支離滅裂だと私は思っております。再度聞きますけれども、この発想はどこから出てきたのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 前倒ししたほうがいいのではないかということにつきましては、業務継続計画の見直しの協議の中で正副市長のほうからの意見も参考にしながら、部として民間委託を早めるということを固めたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 正副市長ですか。はっきり言ってください。だって、教育委員会はこのこと

を考えると落ちぶれてはいないでしょう。教育の専門家です。あなたたち自信を持ってください。だとすれば、断ったほうが私は子供のための教育、あるいは保護者に安心させる、第四小だけでも。ぜひそういう努力をし、私はこれを認めるわけにはいきませんが、本当に教育委員会が、教育長いないからだけでも、教育長が涙を流しながら白石さんの質問に答えたというのは……

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員、もし質問がなければそこでお引取り願いたいと思います。

○委員（針谷育造君） あります。本当にそれで後悔はないですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 後悔はないといえば後悔はありません。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連です。私もこれをやろうと思っていたのですが、正副市長からのそういった指示というのですか、あったみたいなことを今言いましたけれども、この民間委託の検討というのはいつから始めたのですか。調理員がコロナになってすぐということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） そちら、コロナが少し収まってきた、第1波が収まった頃で、業務継続計画を全庁的に見直すというのが出たのが7月頭ぐらいだったかと思っております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 調理員さんがコロナになったのは4月下旬でしか。5月。

〔「中旬」と呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） 中旬ですか。実際、民間委託の検討が始まったのは7月ということで、コロナ感染でどういった問題があるからという検討が7月から始まったということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 先ほどもお答えいたしました、やはり業務継続計画は職員が半分になってしまったときに継続ができるかどうかというところをまずは考えて、それで調理場は全て民間も含めて半分になっても通常どおりやる業務というふうになっております。その中で、市の職員6名で今やっておりますが、そうしますとなかなか、今回調理員がかかってしまったときに代替の調理員を探すに当たっても市の職員のOBとかいろいろ当たったところではありますが、なかなか実際にやってくれる人が見つからなくて、辛うじて1名だけ見つかったので、その調理員、保育園にいる嘱託の職員と市のほうの栄養士などが交代で何とか6月からの給食を再開するという状況でした。そういうこともありまして、実際、またということはないにしても、それをまたということ想定して業務継続計画は立てなくてはならないものですから、民間のほうに委託したほうが人力的な管理を仕様書で定めておりまして、職員が休むようなときはその補充員を確保しておくという状況があって、直営よりは民間業者のほうで再開が早くなるということを検討しまして、今回民間の委託を進めたいというふう考えたところであります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった人員というか、確保するのが難しいということであれば、むしろ直営を増やしていくと。3か所ぐらいにすると。そういった方向で人員に余裕を持たせる、そういった方向は考えなかったのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 市の技能労務職はもう20年近く採用していない状況でありまして、調理に携わっている者は今6名だけということで、徐々に技能労務職員は減っていきますので、直営を増やすということは定員管理の観点からもちょっと難しいのではないかと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 学校給食というのは、やっぱりただ食事を与えるというだけではない問題ですよ、給食というのは。やっぱり直営の中でどういった食育をやっていくかというのが重要な給食の問題だと思うのです。そういった点では直営というのが理想的なのです。本来ならそういう方向にすべきだったと私は思います。来年から民間委託となると今の調理員は退職になるのか配置転換になるのだから、そこら辺はどういうふうな状況なのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） これが決まれば学校の業務員とか、土木の作業員とか、そういうところに希望を聞いて異動していただくということになるかと思えます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この債務負担行為が通ればということなのだけれども、通ってしまえば結果的にはそういった配置転換なり、退職なりなるのだろう。この債務負担行為を出す前に、今の調理員さんとかの意向とかそういうのは聞いているのですか。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

○教育部長（川津浩章君） 結果的には、調理員さんも短い夏休みのところで8月1日から16日まで休んでいたんで、ちょっと知らせるのが遅くなってしまったのですが、債務負担行為を計上しているよということは8月の中旬にお知らせしております。

○委員長（針谷正夫君） それでは、背景、それから歴史的な経緯、それから考え方等も十分審議が尽くされたと判断いたしますので……

〔「いや、まだ……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） はい。

○委員（白石幹男君） 重要な問題です、人事ですから。そうすると8月には伝えたと。そのときの反応というのはどんな状況だったのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） お答え申し上げます。

本人たちに伝えたときには、希望とかそういうのはなくて、分かりましたという形だけでした。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） たびたび皆さんの。この問題は、私は何回も言っているのですけれども、当然本人の同意、それと労働組合、この同意がなければ進めることはできないです、現業労働者の場合には。地方公務員法も適用しますけれども、地方公務員法第57条で地公労法やその他の現業労働者は自治労という組合の中に入っていれば昔は駄目だったのですけれども、最近の改正では混合組合でも現業の人たち、いわゆる団体交渉事項だと。これは認められているのです。ですから……

○委員長（針谷正夫君） 簡単をお願いします。

○委員（針谷育造君） 説明しなかったら分からないでしょう。団体交渉事項でありますので、これは組合と必ず交渉して妥結をして進んでください。

それともう一点、まさにこれは官製差別なのです。官製談合という言葉もありますけれども、官製差別を行政がやってはいけません。しかも、教育委員会は子供たちを抱え、教育のトップリーダーです。そこがこういう官製談合と匹敵するような官製の差別をやってはいけないことを申し上げて質疑を終わります。

○委員長（針谷正夫君） それでは、十分に質疑をされましたので、ただいまから討論に入ります。

〔「まだあるんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ほかにありますか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 補正予算の中で、ICT、莫大な費用、9億円近い金が使われるわけです。

これがどのような形で準備をし、どのような入札方法を考えているのか。これらの請負事業等、額は少ないですけれども、大変な金額をこれから支出するわけです。どんなふうに計画はされているのでしょうか、入札の。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 補正の中でもちょっと説明したとおり、まず購入、小学校、中学校、予算科目は違いますので、小学校、中学校、これについては完全に分けた形で、そして児童生徒分の購入分、これの入札を行いまして、先生用につきましてはリースで予算を取らせていただく予定ですので、これについて購入したものと同じになるような形でのリース契約を結びたいと思っています。小学校の購入の入札、中学校の購入の入札、あと小学校のリース、中学校のリース、そういった形で発注を進めたいと思っています。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 前回聞いたときに単体で4万5,000円と、ソフトが4万5,000円で9万円だと。

これは何者ぐらいでソフトも含めて入札するわけですね。本体だけですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 本体にソフトを入れた形での購入をする予定です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） さっきも聞いたのだけれども、何者ぐらいの入札を予定しているのでしょうか。例えばパナソニックあります、何々があります、NECがありますと。機種なんかの指定と何者をどのように選ぶのか、聞かせてください。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） それにつきましては、入札関係につきましては業者の選考委員会、幾つに分けるか、そういったものをそこで選考して入札を進めるということで、契約検査課で進めております。そちらにお任せする部分があるのですけれども、教育委員会としては、機種、あと設定なんか、そういったものがあります。それを統一した形にしたいと思っていますので、なるたけ一括ということを考えているのですが、それを決めるのは選考委員会のほうで決まるような形になっております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうすると、原案は教育委員会でこういう入札をしますと、それを契約検査課のほうでかけて入札をするという、実際は市部局ですよ、予算の執行ですから。教育委員会ではしっかりしたソフトも含めて、これが教育的な機種なのだということをぜひ出して、何だこれはということのないことを、いいのが来たと、5年は使えると、このようなことを要望しておきます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、このタブレットというか、モバイル、機能はどういった機能を持たせているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 本体の中で、通常私たちが、皆さんも使っていると思うのですけれども、普通に言うワードプロセッサ、ソフトで言うとワードとか表計算、エクセル、そういったものを、これについてはもう本体の中に入っていて、あと学習のためのその中に入れるソフト、これも今の教育委員会内で検討してしまして、特に学校さんなんか意見聞きまして、そういった今いろいろ出ている中でこういったものもいいのではないか、そういったものをほぼこういったものもいいというところで決めているところです。通常の使っているワード、エクセル、そういったものはもう確実に入っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これインターネットもできるという機能もついているのですよね。そうしま

すと、有害、成人というか、そういったものを制限するというか、そういうふうになっているのだと思うのですが、そこら辺はどうかですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） インターネットにもつながるような形になります。そして、学校内においてそういった有害サイトというのですか、そういったものについてはフィルターをかけまして、そういったものにつながらないような形で授業なんかを行うこととしております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 家庭での使用も、これ見るとオーケーというふうになっているのですけれども、Wi-Fi環境がないとか、そういった家庭に対しての対応というのはどういうふうになっているのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） この予算の購入費の中でWi-Fiルーターと言われるもの、家庭でも電波飛ばつたのですけれども、これにつきましてインターネットWi-Fi環境が整っていない家庭が全部調べ終わったわけではないのですが、約1割いる。そういった方も使えるようにそのWi-Fiルーターも補助対象となりますので、約1割購入する予定です。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時53分）

○委員長（針谷正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○委員長（針谷正夫君） ただいまから討論に入ります。

〔「質疑はもう打ち切った……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 質疑は先ほど打ち切りました。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 討論するのは大変つらい思いもあるのですけれども、債務負担行為補正、これに限り私は認めるわけにはいきませんので、討論に反対という立場で参加したいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） やはり針谷育造委員と同様に学校給食調理員の民間委託の債務負担行為については、先ほどもいろいろ議論にありましたけれども、本当に調理員の立場も考えたものか、そしてその民間委託が感染症対策になるのか、本当に安心安全な給食を提供するに当たっては、もっと慎重に、直営に戻す方向もありかなと私は思いますので、そういった点で民間委託、債務負担行為については反対といたします。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、債務負担行為補正予算に対して賛成の討論をさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども、すみません。

一般質問でもこのことで人権問題とかいろいろありました。私もいろいろ調べた結果、感染した給食調理員にも、こういう保護者とか子供たちからこういう、そういう人が危険ではないですかとかいろいろな話をしたところ、調理員のほうからそれではやむを得ないのかなという話をいただいたような、私も聞きました。ただ、教育委員会のほうではそれは言わなかったみたいですが、あまり強くは。それで、教育委員会とか一筆承諾書も書いたわけではありませんから、人権問題が独り歩きして行ってしまって、人権問題、人権問題と来ましたけれども、それも大事なことですけれども、保護者と子供たちを安全に守るということも非常にこれ大事なことです。同じレベルの高さだと思うのです。ただ、今回、独り歩きしたためにいろんな問題がありますけれども、職員の皆さんは人権問題も分かっているし、子供たち、そういう安心安全なことも分かっていると思うのです。ただ、そういうことが進んできたということは事実でありますから、委員の皆さん承諾していただきたい。

それで、先ほど部長からも話があったように、もしコロナにまた誰かがうつったときには給食がストップするわけにいかないから、民間委託。これは職員というのはそういう最悪の状況を把握しながら対応していくのが職員の役目です。であるからにして、今回の補正予算を組んだのだと思います。いろいろ、どちらがいいといっても難しい問題がありますけれども、私としては子供たちに安心安全な給食を、そして作る方にも安心して作っていただける状況をつくるためにはこの判断はやむを得ないのかなと思いますので、今回の負担行為に対しては賛成させていただきます。皆さん、賛成に賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議案第57号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	坂東一敏	小久保かおる	広瀬義明	松本喜一	〕
	反 対	針谷育造	白石幹男			

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第57号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷正夫君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時15分）